



様式第6号

補助金交付決定書

決定第35-1号

住所 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

氏名 株式会社クロス・コミュニケーション

代表取締役 富永晴次

函館市企業立地の促進に関する条例施行規則第13条第1項の規定に基づき、平成31年(2019年)3月15日付けで申請のあった補助金については、同条例施行規則第13条第2項に基づき、金5,825,000円を交付することを決定します。ただし、次の事項を承知してください。

平成31年(2019年)4月25日

函館市長 工藤 壽 樹



1 補助金の額

補助 類型	補助対象投資額・雇用増	補助金の額	内訳(類型6・7または 類型8・9による場合)
8・9	— 円	5,825,000円	2,500,000円
	5 人		3,325,000円

なお、規則第14条の規定により、次のとおり分割して交付します。

〈分割交付の内容〉

交付年度	年度	年度
分割交付金額	円	円

2 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることがあります。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、または受けようとしたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助金の交付の決定後5年以内に工場等の操業等の休止または廃止をしたとき。(次に掲げる場合を除く。)

ア 災害により操業等を継続することができなくなった場合

イ 企業経営の悪化等による倒産の場合で、交付の決定を受けた補助金の全額の交付を受けているとき。

ウ 規則第16条第1項の規定による協議を行い、市長が特にやむを得ないと認めた場合

3 補助金の返還を命ぜられ、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付した金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければなりません。

4 当該補助金は、函館市企業立地の促進に関する条例第5条に規定する工場等の立地に対して交付されるため、助成対象となる固定資産に関して、圧縮記帳を行うことができます。

第二編 第二章 第三節 第四節 補助金

補助金交付の年度(平成)	補助金の額(千円)	償還期(補助金交付開始年度)	償還率(%)
1990年度	1000	同	50
1991年度	1000	同	50

交付条件	償還条件	償還期
1. 補助金交付の年度(平成)	2. 償還率(%)	3. 償還開始年度

本条例は、昭和59年2月28日地方自治法第143条第3項の規定に基づき、函館市企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例(昭和59年函館市条例第22号)により制定されたものである。この条例は、昭和59年3月20日施行された。

この条例は、昭和59年3月20日施行された。この条例は、昭和59年3月20日施行された。

この条例は、昭和59年3月20日施行された。この条例は、昭和59年3月20日施行された。